

貴自治体名 刈谷市懇談日時 10月24日(水) 午前・午後 10時30分～11時30分懇談会場 刈谷市役所本庁舎1階 101会議室A・B ※会場が確定している場合はご記入ください。

2018年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

【1】1. 介護保険・高齢者福祉 担当課(長寿課)電話(0566-62-1063)FAX(0566-24-2466)

(1) 保険料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。

 ない ある → 実施年月(年 月) 2017年度実績()件()円(2) 保険料の市町村独自の減免について(2018年4月1日現在) **【該当なし】**

1) 減免対象の規定(所得段階区分等)の内容()

2) 保険料の全額免除はありますか。 ない ある3) 資産保有による制限はありますか。 ない ある4) 保険料減免分に対する一般財源からの繰り入れはありますか。 ない ある5) 申請は必要ですか。 必要 不要

(3) 保険料滞納の状況と処分件数について(2017年度実績)

1) 保険料滞納者数 (360)件

2) 「償還払い」処分件数 (0)件

3) 「保険給付の一時差し止め」処分件数 (0)件

4) 「3割負担」処分件数 (1)件

5) 「財産差し押さえ」処分件数 (0)件

(4) 利用料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。

 ない ある → 実施年月(2001年10月) 2017年度実績(56)件(237,185)円

(5) 利用料減免の内容を以下についてご記入ください。(2018年4月1日現在)

1) 減免対象の規定(所得段階区分等)の内容 ()

2) 訪問介護利用料の助成割合 ()

3) 居宅サービス利用料の助成割合 (1/2)

4) 施設サービス利用料の助成割合 ()

5) 利用料減免分に対する一般財源からの繰り入れはありますか。 ない ある

※2018年4月以降に改正された場合は、改正された条例・要項を添付してください。

(6) 特別養護老人ホームの待機者について ※人数は名寄せしてご記入ください。

1) 特別養護老人ホームの待機者(要介護3以上)は、何人ですか。(37)人(2018年8月現在)

2) 要介護1、2の入所者数、待機状態にある人を把握していますか。(2017年9月現在)

 把握している → 入所者数(40)人 待機者数(23)人 把握していない

(7) 介護給付費準備基金について

2016年度末の残高(286,015)千円 2017年度末の残高(390,448)千円 ※決算前の場合は見込額

(8) 介護保険における通院時の院内介助について 認めている 認めていない

(9) 住宅改修の受領委任払い制度を実施していますか。

 実施している → 実施年月日(2006年4月1日) 2017年度実績(287)件 検討中である 実施の予定がない

(10) 福祉用具の受領委任払い制度を実施していますか。

() 実施している → 実施年月日(2012年10月1日) 2017年度実績(349)件

() 検討中である () 実施の予定がない

(11) 高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施していますか。

() 実施している → 実施年月日(年 月 日) 2017年度実績()件

() 検討中である () 実施の予定がない

(12) 高齢世帯などへのゴミ出し、安否確認、日常生活支援、買い物支援の実施状況をご記入ください。

支援内容	実施	事業の主体
ゴミ出し援助	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無	(<input type="radio"/>) 自治体 (<input type="checkbox"/>) 新総合事業 (<input type="checkbox"/>) その他事業 担い手 高齢者単身世帯等個別収集事業
安否確認・見守り	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無	(<input type="radio"/>) 自治体 (<input type="checkbox"/>) 新総合事業 (<input type="checkbox"/>) その他事業 担い手 民生・児童委員、事業所、いきいきクラブ会員
日常生活支援	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無	(<input type="radio"/>) 自治体 (<input type="checkbox"/>) 新総合事業 (<input type="checkbox"/>) その他事業 担い手 事業所
買い物支援	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	(<input type="checkbox"/>) 自治体 (<input type="checkbox"/>) 新総合事業 (<input type="checkbox"/>) その他事業 担い手

※事業の主体が複数ある場合、代表的な事業をご記入の上、その他事業がわかる資料を添付ください。

(13) 高齢者や障害者への外出支援施策について、該当項目に○印を付し必要事項をご記入ください。

地域巡回バス	実施の有無	(<input type="radio"/>) 実施している (<input type="checkbox"/>) していない (<input type="checkbox"/>) 検討中である	
	地域巡回バスの名称	刈谷市公共施設連絡バス	
	利用料	高齢者(歳以上)(0)円、障害者(0)円 一般(0)円、子ども(歳～ 歳)(0)円	
	その他特記事項		
	2017年度の運行実績	6路線運行、利用人数 713,962人	
タクシー代助成	実施の有無	(<input type="radio"/>) 実施している (<input type="checkbox"/>) していない (<input type="checkbox"/>) 検討中である	
	各対象者の要件及び助成内容		
	対象者	助成要件	2017年度の助成実績
	高齢者	(助成要件) 要支援2又は要介護1以上で、市民税非課税世帯に属する在宅の人 (助成内容) タクシー運賃(最大750円)を上限とした利用券を1か月につき3枚	(169)人
障害者 【福祉総務課】	(助成要件) 市内在住でいずれかに該当する人 ・身体障害者手帳1～3級 ・療育手帳A・B判定所持者 ・精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者 ※自動車税又は軽自動車税の減免を受けている人は除く (助成内容) 一般タクシー450～750円、福祉タクシー普通2,680～3,450円、大型2,980～4,200円を上限とした利用券を1か月につき3枚	(1,782)人	
要介護認定者	(助成要件) 要介護認定1以上で、特殊車両(車いす昇降機・寝台付き車両)の必要な65歳以上の在宅の人	(275)人	

	(助成内容) 定額(車種・地域ごと)の利用券を1か月につき 3枚	
高齢者運転免許自主返納者への外出支援の施策	()実施している (○)していない ()検討中である	
	内容	

(14) サロン・認知症カフェなど高齢者のたまり場事業の担い手とその内容についてご記入ください。

事業の名称	担い手	事業内容	補助金の有無と金額
地域サロン活動等補助事業	地域住民、ボランティア等	月1回1時間以上介護予防に資する活動をしている団体で、要支援者又は事業対象者の参加人数が3人以上である場合に要した費用に対して助成する。	1月3,000円×登録月数を限度に申請後、助成する。

(15) 施設サービス基盤整備(第6期の実績と第7期計画)

	第6期			第7期計画数		
	計画目標数 (2017年度・定員数)	整備実績 (2017年度・定員数)	差	2018年度 ・定員数	2019年度 ・定員数	2020年度 ・定員数
特別養護老人ホーム	129 (360)	130 (360)	1	490	490	490
介護老人保健施設	0 (246)	0 (246)	0	246	246	246
認知症グループホーム	18 (144)	18 (144)	0	144	144	162
特定施設入居者生活介護事業所	0 (227)	0 (227)	0	237	237	237

(16) 総合事業における通所サービスで、利用期間制限のあるものはありますか。

(○)ある ()ない その他(継続して2クールの利用は可能)
ある場合、

① そのサービスの名称(筋力向上トレーニング事業)

② 制限期間の数字を入れてください。

・()週間で終了

・()週間後、クール期間()週間を経て継続()週間で終了

(17) 保険者機能強化推進交付金は、インセンティブをつけて自治体間を競わせる考え方です。どのように評価されていますか。

(○)賛成

()反対

()その他 → ()

- (18) 地域ケア会議を始めていますか
 はい → 構成メンバーをご記入ください
【自治体、民生委員、地域住民、介護従事者、ボランティア】
 いいえ

- (19) 地域包括ケアシステムは、確立していますか。
 確立している 準備中 → (2025)年をめどに

- (20) 介護認定者の障害者控除の認定について

- 1) 認定書の発行枚数(2017年度実績)は (488) 枚
 2) 介護認定者に障害者控除の申請書または認定書を自動的に送付していますか。
 申請書を送付している → 2017年度(421)件
 認定書を送付している → 2017年度()件
 自動的に送付していない
 3) 認定書の発行の要件
 介護認定者のうち、要支援2以上は基本的に該当する
 介護認定者のうち、要介護1以上は基本的に該当する
 介護認定時の認定調査票または主治医の意見書で判断している
 要介護認定を受けていない者に対しては、医師の証明書(意見書)の提出の上、判断している
 その他、次のような方法で判断している【要介護1以上について認定基準に基づき審査発行】

2. 国民健康保険 担当課(国保年金課)電話(0566-62-1206)FAX(0566-24-2466)

- (1) 国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

	区分	定義	2016年度	2017年度	2018年度
保険料・税率	所得割	旧但し書き額	× (7.0) %	× (7.0) %	× (7.0) %
	資産割	固定資産税額	× (0.0) %	× (0.0) %	× (0.0) %
	均等割	加入者1人につき	30,000 円	30,000 円	30,000 円
	平等割	1世帯につき	24,000 円	24,000 円	24,000 円
1人当たり調定額(平均保険料)			84,596 円	85,490 円	86,091 円
一般会計からの1人当たり法定外繰入額			10,423 円	9,161 円	11,326 円

※2018年度の「一般会計からの1人当たり法定外繰入額」は、予算額をご記入ください。

- (2) 保険料(税)の市町村独自の軽減・減免制度

- 1) 市町村独自の低所得者減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

- ・生活保護を受けた場合
- ・災害により住宅・家財の価格の10分の3以上の損害を受けた場合(前年中世帯総所得1,000万円以下)
- ・世帯の中心となっていた被保険者が傷病、失業等により当該年中の総所得見込額が前年中の2分の1以下に減少すると認められる場合(前年中世帯総所得300万円以下)
- ・賦課期日現在、下記のいずれかに該当する被保険者を含む世帯(前年中世帯総所得300万円以下)
 - (1) 身体障害者1・2・3級、4級(腎臓機能障害・進行性筋萎縮症)、5・6級(進行性筋萎縮症)
 - (2) 療育手帳の判定「A」又は「B」の知的障害者
 - (3) 精神科医師に自閉症状群と診断された者
- ・賦課期日現在、刈谷市母子家庭等医療費支給条例第2条の規定に該当する被保険者を含む世帯(前年中世帯総所得300万円以下)

- 2) 保険料(税)の収入減を理由にした減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

- ・世帯の中心となっていた被保険者が傷病、失業等により当該年中の総所得見込額が前年中の2分の1以下に減少すると認められる場合(前年中世帯総所得300万円以下)

(3) 資格証明書 ※2018年8月1日現在でご記入ください。

- 1) 資格証明書は交付していますか。 (○) 交付していない () 交付している→() 世帯
- 2) 資格証明書を交付している場合、交付に当たっては、面接を実施していますか。
() 必ず面談している () 面談がなくても交付する場合がある () その他
- 3) 資格証明書交付世帯のうち、高校生世代以下の子どもがいる世帯数・子ども数
世帯数() 世帯 内、乳幼児() 人、小学生() 人、中学生() 人、高校生世代() 人
- 4) 資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。
(○) 国の基準どおり実施している
() 独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している
() 高校生世代以下の子どもがいる世帯
() 障害者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯
() 病弱者のいる世帯
() 次の場合は、交付対象から除外している

5) 資格証明書発行世帯で緊急時の短期保険証への切り替えについての基準をご記入ください。

医療を受ける必要が生じた場合に世帯主から医療機関に対する医療費の支払が困難である旨の申出があったとき。

(4) 短期保険証 ※2018年8月1日現在でご記入ください。

- 1) 有効期間別(交付時から有効期限が切れるまで)の交付数
※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く
・1カ月以内() 人 ・2カ月() 人 ・3カ月(206) 人 ・4カ月() 人
・5カ月() 人 ・6カ月(396) 人 ・1年(7) 人 ・その他()
- 2) 短期保険証発行の基準をご記入ください。

1年 : 1年以内に完納見込みであるとき
6カ月 : 分納約束が守られているとき
3カ月 : 分納約束が守られていないとき

(5) 保険料(税)滞納者への差押えについて(2017年度)

- 1) 差し押さえの基準(督促・催告等の通知を送付しても反応がなく、差押可能な財産を有している場合。)
- 2) 分納者への対応(1年以内の完納を目途に納付額を設定。分納中でも財産調査を並行し、約束が守られなかったときは通知の上で差押を執行。)
- 3) 予告通知書の発行 (181) 件
- 4) 差押え件数 不動産(11) 件 預貯金(677) 件 生命保険(19) 件(内学資保険(0) 件)
その他(5) 件(年金、売掛金)
- 5) 競売による現金化 (4) 件
- 6) 徴収の猶予 申請件数(0) 件、許可(0) 件
- 7) 換価の猶予 申請件数(0) 件、許可(0) 件、職権(0) 件
- 8) 滞納処分の停止 (209) 件

(6) 国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数をご記入ください。

※2018年8月1日現在でご記入ください。

- 1) 交付した保険証・短期保険証の留め置き人数 (102) 人
- 2) 保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付人数 () 人
- 3) その他()

(7) 国民健康保険法第44条の一部負担減免制度について

- 1) 一部負担減免制度を実施していますか。
(○) 実施している () 検討中である () 実施の予定がない

※2017年4月以降に制度が改正された場合は、改正された条例・要項を添付してください。

2)実施している場合、

・生活保護基準を目安にした減免基準を設けていますか。

()設けている () 検討中である () 設けていない

・生活保護基準を目安にした減免基準を満たしている場合、災害や事業・業務の休廃止、失業などによる収入の減少などに該当していなくても減免の対象となりますか。

()生活保護基準を目安にした減免基準を満たしていれば、減免の対象となる。

()生活保護基準を目安にした減免基準に加え、災害や事業・業務の休廃止、失業などによる収入の減少などの要件を満たす必要がある。

()その他()

3)相談・申請の実績(2017年度)

・自治体窓口(電話相談なども含む)への相談件数 (0)件 ・申請件数 (0)件

・減免件数 (0)件 ・減免金額 (0)円

(8)高額療養費について

1)申請勧奨 () 自動払いしている () 申請書を送付している

() 通知ハガキを送付している

2)支払件数(2017年度)

・高額療養費支給件数(4,697)件、金額(66,855,356)円

・高額療養費該当者の内、未申請件数(403)件、金額(4,855,617)円

(9)国保運営協議会について

1)運営協議会の公開 () 公開していない () 公開している

2)運営協議会委員の公募枠 () ない () ある → () 人

3. 税の滞納について 担当課(納税課)電話(0566-62-1007)FAX(0566-62-1203)

(1)滞納整理マニュアルはありますか ()ある ()ない

(2)滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について(2017年度)

1)徴収の猶予について 申請件数(0)件、許可件数(0)件

2)換価の猶予の適用件数 申請件数(0)件のうち許可件数(0)件、職権件数(0)件

3)滞納処分の停止の適用件数 (386)件

(3)地方税滞納整理機構に引き継いだ件数(2017年度内に引き継いだ件数) (100)件

(4)地方税滞納整理機構に引き継ぎをする基準

市県民税を含む本税の滞納額が50万円以上の高額かつ困難な案件。
収入や資産等の財産が明らかに無いと判断される案件は対象外。

(5)少額でも滞りなく分納している納税者も地方税滞納整理機構に引き継ぎますか

()引き継ぐ ()引き継がない

4. 生活保護 担当課(生活福祉課)電話(0566-62-1038)FAX(0566-24-2466)

※生活保護利用者向けの説明パンフレット(生活保護のしおりなど)を添付してください。

(1)生活保護の申請件数とその保護件数について

2017年度相談件数 (397)件、申請件数 (68)件、そのうち保護開始件数 (60)件

(2)2018年4月現在の受給世帯数と人数 (504)世帯、(629)人

(3) 外国人への生活保護制度および申請手続きに関する説明パンフレット等について

1) 外国語で生活保護相談者に配布するパンフレットや説明文書を整備していますか。

()ある ()ない

2) 整備されている言語(ポルトガル語、タガログ語、中国語、英語、ハンゲル語(愛知県発行))

3) しおりや説明文書のホームページへの掲載()している ()していない
掲載ページアドレス()

※以下は市のみお答えください

(4) 生活保護担当職員(ケースワーカー)及び1職員(同)当たりの担当受給者について

	生活保護担当職員について			1職員当たりの担当受給者数	
	正規職員数	生保担当の平均在任年数	非正規職員数	世帯数	人数
2017年4月現在	9人	1年 4カ月	0人	60世帯	76人
2018年4月現在	7人	2年 3カ月	0人	72世帯	90人

5. 福祉医療など 担当課(国保年金課)電話(0566-62-1207)FAX(0566-24-2466)

(1) 子ども医療費助成制度について、2018年4月1日時点の助成内容と変更している(予定含む)場合、ご記入ください。

()変更なし

()変更あり → 変更内容・実施時期をご記入ください。

(変更時期) 年 月 日

(変更内容)

(2) 精神障害者医療費助成について、2018年4月1日時点の助成内容と変更している(予定含む)場合、ご記入ください。

()変更なし

()変更あり → 変更内容・実施時期をご記入ください。

(変更時期) → (年 月 日)

(変更内容)

【通院】

【入院】

6. 子育て支援策 担当課()電話()FAX()

(1) 「子どもの貧困対策大綱」を受けた、自立支援計画について

【子育て推進課・生活福祉課・生涯学習課】

1) 自立支援計画の有無について ()ある(年 月策定) ()ない

2) 自立支援給付金事業について ()実施(2004年4月実施) ()未実施

2017年度実績 (1)件 給付額(51,516)円

2018年度予算 (39)件 給付額(3,521,000)円

- 3) 日常生活支援事業について ()実施(2004年4月実施) ()未実施
 2017年度実績 ()件 給付額()円
 2018年度予算 ()件 給付額()円
- 4) 教育・学習支援について ()実施(2016年8月実施) ()未実施
 2017年度実績 ()カ所()人 実施時期()
 2018年度予算 ()カ所()人 実施時期()
- 5) NPOなどが取り組む「無料塾」や「こども食堂」への支援について
 ・「無料塾」への支援について ()実施(年 月実施) ()未実施
 2017年度実績 ()カ所()人、2018年度予算 ()カ所()人
 支援方法()
 ・「こども食堂」への支援について ()実施(年 月実施) ()未実施
 2017年度実績 ()カ所()人、2018年度予算 ()カ所()人
 支援方法()

(2) 就学援助 【学校教育課】

1) 保護者への広報はどのようにしていますか。

- ()入学説明会 ()入学式 ()始業式 ()ホームページ ()市広報
 ()その他(PTA 総会)

※就学援助に関する保護者向けの案内文書を添付してください(昨年と同じ場合は結構です)。

2) 就学援助の認定対象基準をご記入ください。

児童扶養手当の認定基準を目安としている、収入状況の急変により困窮している世帯には、申請理由を確認のうえ、実態に応じた審査を実施。

3) 2018年度生活保護基準引き下げに対して、どのように対応されますか。

- ()就学援助認定基準を引き上げる【2017年度 倍 → 2018年度 倍】

()何もしていない

()その他(下欄にご記入ください)

本市では、準要保護の認定について、生活保護基準を判断の基準に用いず、「児童扶養手当受給世帯」などの別の認定基準を設けているため、就学援助制度への影響はありません。

4) 就学援助の対象となる認定基準額または所得基準額(年額)をご記入ください。

- ・2人家族(母30歳代、子ども小学生の場合) … ()円
 ・4人家族(父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … ()円

5) 申請書の受付先 ()市町村窓口 ()学校 ()窓口と学校のどちらも可

6) 民生委員の証明は必要ですか ()必要 ()不要

7) 就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

	2017年度	2018年度
受給者数	697人	716人
受給割合	5.5%	5.6%
支給額	65,138,000円	66,608,000円

※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。
 ※2017年度の支給額は見込み額をご記入ください。

8) 就学援助家庭の給食費の支払い方法 ()現物支給 ()償還払い ()その他

9) 就学援助の項目について

- ()学用品費 ()体育実技用具費 ()入学準備金 ()通学用品費 ()通学費
 ()修学旅行費 ()クラブ活動費 ()生徒会費 ()PTA会費 ()給食費
 ()校外活動費(宿泊を伴わないもの) ()校外活動費(宿泊を伴うもの) ()医療費
 ()日本スポーツ振興センター掛け金 ()めがね・コンタクトレンズ ()卒業記念品
 ()その他()

10) 就学援助の入学準備金の支給は、新学期前に実施していますか。

- ()実施している ()実施する予定(平成31年度新入生から) ()実施しない

(3) 学校給食について 【教育総務課・学校教育課】

- 1) 給食費未納の児童・生徒も含め、全員が学校給食を食べていますか。(2018年度)
() 食べている () 未納者には給食支給を停止している () その他
※給食費未納の児童・生徒への学校、自治体の対応(例:就学援助をすすめるなど)

経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に就学援助制度の申請を勧めている。
申請が認められれば給食費が支給される。

- 2) 給食費に自治体独自の補助を行っていますか。(例:半額補助、第2子以降無料など)
() 行っている () 行っていない () 検討中
※行っている場合は、補助内容をご記入ください。

--

3) 給食の実施状況

	全校数	自校方式実施数		センター方式実施数		1食当たりの給食費
		直営	委託	直営	委託	
小学校	15校	0校	0校	0校	15校	250円
中学校	6校	0校	0校	0校	6校	280円

(4) 保育について 【子ども課】

- 1) 国が出した処遇改善Ⅱによって貴自治体の民間保育施設の人材確保に効果はありましたか。
() はい () いいえ () どちらとも言えない
理由()

- 2) 保育士確保ができず、定員まで児童を入所させられない実態はありますか。
() ある → 具体的に()カ園の()歳児で()人
() ない

3) プール活動・水遊びの事故防止について

- ① 自治体として監視人員配置の為の何らかの対策を行いましたか(配置の為の人員費補助・実際監視の人を送る・等々…)。
() 特になし ()

- ② 監視人員が配置できず、例年よりプール遊びを縮小した等の実態調査は行いましたか。
() はい () いいえ
行っていれば状況を教えてください。
()

7. 障害者施策 担当課(福祉総務課)電話(0566-62-1208)FAX(0566-24-3481)

(1) 障害者手帳の交付数と受給者証の発行数(2017年度)

	身体	知的	精神	難病
手帳交付数	3,950	905	1,092	
障害福祉サービス受給者証発行数	215	400	234	5

(2) 訪問系各サービスの支給状況について(2018年7月時点)

	支給者数(人)	昨年同月比(%)	最多支給時間数 (時間)	平均支給時間数 (時間)
居宅介護	170	98	130	21.3
重度訪問介護	20	111	620	241.8
行動援護	4	80	45	20
同行援護	23	105	51	18.7

※最多支給時間は2018年7月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

(3) 地域生活支援事業の移動支援

※最多支給時間は7月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

・支給者数(112)人、最多支給時間数(50)時間、平均支給時間数(10.2)時間

(4) 計画相談支援の7月利用実績 (40)人

・相談支援専門員一人あたり平均担当者数(8)人、最大担当者数(30)人

(5) 介護保険サービスと障害福祉サービスの併給について

1) 併給をしている人の人数(10)人(2018年7月1日現在) ・対昨年同月比(43)%

2) 併給している障害福祉サービスの居宅介護について

平均何時間支給していますか (19.3)時間

3) 介護保険の被保険者が障害福祉サービスを上乗せ利用する場合の条件(いずれかに○)

() 介護保険サービスのみで、必要なサービスを確保できない状況であれば、障害福祉サービスの上乗せが可能としている

(○) 上記に加え、何らかの条件を設けている

※どのような条件があるか、できるだけ詳しくご記入ください。

(例)・要支援の該当者は、障害福祉サービス上乗せができない。

・障害者手帳所持者(肢体不自由の身体障害者手帳1級所持者に限る)

・介護保険の要介護度が要介護5の者

・介護保険サービスの約半分以上を訪問介護が占めていること 等

要介護認定が要介護 5 であり、介護保険の区分支給限度額まで介護保険のサービスを受け、介護保険のホームヘルプサービスを介護保険の区分限度額のおおむね 5 割以上利用する場合。

(6) 2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度の対象者数について

・2018年度対象予定者数 (28)人、7月1日現在の支給者数(0)人

(7) 国制度に加え、独自の高齢障害者の利用者負担軽減制度の対象要件について

(○)ない ()ある(具体的に)

(8) 障害者グループホームについて

・グループホーム設置数(9)カ所

・常勤換算1人以上を配置しているところ GH(9)カ所中(9)カ所

・夜勤体制をとっているところ (3)カ所

・宿直体制をとっているところ (5)カ所

・夜間通報体制をとっているところ (1)カ所

・夜勤体制を複数でおこなっているところ (1)カ所

(9) 入所施設について

・入所施設設置数 (2)カ所

・設置する施設の入所待機者数 (185)人 ※複数施設の場合は名寄せしてご記入ください。

